議会レポート

町議会第1回定例会（3月議会）が、2月27日から3月19日までの21日間の会期で開かれ、33議案の審議が行われました。

平成25年度当初予算
◇寄居町一般会計予算
◇寄居町国民健康保険特別会計予算
◇寄居町後期高齢者医療特別会計予算
◇寄居町下水道事業特別会計予算
◇寄居町農業集落排水事業特別会計予算
◇寄居町水道事業会計予算
→6議案とも原案どおり可決
説明　詳細については、今月号の特集（2～5頁）をご覧ください。

平成24年度補正予算
◇寄居町一般会計補正予算（第4号）
◇寄居町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
◇寄居町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
◇寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
◇寄居町水道事業会計補正予算（第3号）
→5議案とも原案どおり可決
説明　補正額は別表のとおりです。

条例の制定
◇農産物加工施設の設置及び管理等に関する条例の制定
説明　地域農産物の高付加価値化、ブランド化により、地域農業の活性化を図るため設置される農産物加工施設について、名称や位置、管理運営、利用方法等を定める条例です。
◇寄居町都市公園の配置及び規模並びに建築物の建築面積割合に関する基準を定める条例の制定
◇寄居町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定
◇寄居町道路構造の技術的基準を定める条例の制定
◇寄居町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定
◇寄居町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
◇寄居町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定
→7議案とも原案どおり可決

条例の改正
◇寄居町課設置条例の一部改正
説明　企業誘致推進課を企業誘致エコタウン課に名称変更し、エコタウンの推進事務も受け持つ内容の改正です。
◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正
◇寄居町職員の給与に関する条例等の一部改正
◇寄居町税条例の一部改正
説明　東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例法の公布に伴う改正です。
　このことにより平成26年度から10年間、町民税の均等割額が三千円から三千五百円に引き上げられます。
◇寄居町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正
◇寄居町下水道条例の一部改正
◇寄居町営住宅管理条例の一部改正
◇寄居町水道事業給水条例の一部改正
→9議案とも原案どおり可決

人事案件
◇寄居町公平委員会委員の選任の同意
→原案に同意
説明　任期満了に伴い、伴場力さん（牟礼）を引き続き委員に選任することに対して、議会の同意を求めたものです。
◇寄居町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意
→原案に同意
説明　前任者の任期満了に伴い、金子孝良さん（本村）を委員に任命することに対して、議会の同意を求めたものです。

その他の議案
◇埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
◇埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更
◇町道路線の認定
◇損害賠償の額を定めることについて
→4議案とも原案どおり可決
問い合わせ／議会事務局（☎581・2121内線341）へ。

別表　平成24年度補正予算額　（単位：千円）

区分		補正前の額	補正額	総額
一般会計		10,732,986	94,251	10,827,237
国民健康保険特別会計		4,492,381	△ 33,385	4,458,996
下水道事業特別会計		482,176	△ 20,867	461,309
農業集落排水事業特別会計		92,003	△ 1,745	90,258
水道事業会計	収益的収入	871,325	－	871,325
	収益的支出	857,597	647	858,244
	資本的収入	224,536	－	224,536
	資本的支出	590,978	105	591,083

4月10日から始まります！

家庭の不燃ごみの持ち込み場所（不燃ごみ引取所）をごみ収集委託業者の敷地内に設置しました

○持ち込みをする方へのお願い
　町内に在住の方で、本人が直接お持ちください。分別して透明のビニール袋を使用し、事前に電話で予約をしていただきます。

連絡先：ごみ収集委託業者
益榮商事（株）　☎581・1745

　なお、受け付けの際に住所の確認をしますので、住所のわかるもの（運転免許証等）を持参してください。

引取所案内図

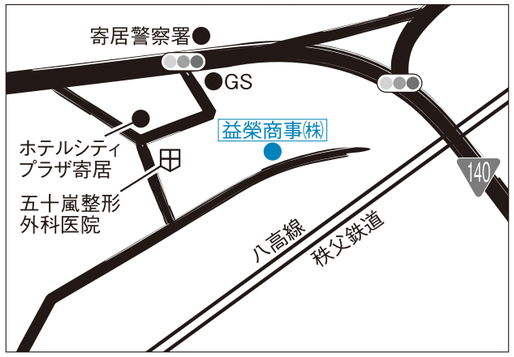

受付時間等／月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後4時30分
場所／ごみ収集委託業者　益榮商事（株）（大字桜沢1028番地1）
費用／無料
持ち込みできるごみ／家庭から出る不燃ごみ（カン、ビン、ペットボトル、その他）として町が収集しているもの
その他／持ち込みの際、不燃ごみの種類・量などを、持ち込み場所（益榮商事㈱事務所）に備え付けの「不燃ごみ直接持ち込み申出書」に記入していただきます。
※事業系（事業活動に伴って生じたもの）のカン（金属くず）、ビン（ガラスくず）、ペットボトル（廃プラスチック）は、それぞれ産業廃棄物ですので、引取所への持ち込みや集積所への持ち出しはできません。
※自ら家屋を解体したときに生じる不燃ごみ（ブロック、コンクリート基礎、瓦等）についても、引取所への持ち込みや集積所への持ち出しはできません。
問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

今年も行います！

緑のカーテン補助金

～緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう～

　町では、町内の建物を緑の植物で覆う壁面緑化を行った方に対して、費用の一部を補助します。涼しい夏を過ごせるように、緑のカーテン作りにチャレンジしてみませんか。
対象／平成25年度中に、町内に所有、または借用している建物にネットや支柱などを使い、つる性の植物で3㎡以上の壁面緑化を実施した個人、または法人で、町税を滞納していない方
※24年度に補助金を受けた方も対象になります。
面積の求め方／植物の幅（植物の根元付近での横の長さ）と、高さ（地面から植物の先端までの長さ）を測って算出します。
補助対象となる経費／①苗、種、プランター、土、肥料などの植栽経費②植物のつる等を這わせるために使用するネット、支柱などの補助機材
補助金の額／補助対象となる経費のうち、平成25年度中に購入した額で、5,000円を上限とします（ただし、100円未満は切り捨て）。
申請方法／生活環境課、総合案内、男衾・用土両連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに申請してください。申請書は町公式ホームページからもダウンロードできます。なお、緑のカーテンが3㎡まで成長した後の申請となりますので、ご注意ください。
添付書類／①緑のカーテンを実施した（3㎡以上植物が茂っている）ことがわかる写真②緑のカーテンに要した経費の領収書等の写し（購入品目が確認できるもの）
受付期間／6月3日（月）～9月30日（月）
※受付期間中でも、予算額に達した時点で受付を終了します。
問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線224）へ。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の廃止

　地球温暖化を防止する取り組みの一環として行ってきました「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」につきましては、平成24年度をもって廃止となりました。
問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線224）へ。